

# 法律の分かりやすさ —これを支えるものと阻害するもの —会社法に例をとつて

早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士

稻葉威雄

## はじめに

職業柄、日々法律と離れることができない。そこで、自然と法律の分かりやすさということに関心をもつようになつた。裁判所や弁護士の現場では、専ら法律を適用するに当たつての解釈をするという立場であるが、最高裁判所事務総局や法務省の民事局で、立法事務や司法行政、法務行政に関与する経験もした。その中で、同じ分野の法律でも、どうにも理解するのに苦労する法律とそれほど苦労しない法律があることに気が付くようになる。それは、必ずしも表現が現代風かそうではないかと

いうことによるわけではない。もちろん、文語体力な書きのものは、なじみが薄いし、用語も古風で難解なものがある。現代語化される前の刑法に「牙保」という言葉があつたが、これなど一般人が一読して理解することを期待するのはおよそ無理である。他方、慣れの問題があることも、否定できない。

しかし、表現が現代風であつても、難解なものとして、定評があるのが、税法である。これは、税法の論理が一般の民事法や刑事法のそれと異なつてゐること（その意味で、その法律の適用場面、背景についての理解の程度は、基本的に最も

大切な要素ではある。いくら表現が分かりやすくても実質が分からぬということはある）、表現の上では、厳密に規定しようとするためか、簡潔明晰とはほど遠い、くどくて冗漫なものになつてゐるからである。程度の差はあるが、法務省以外の省庁が立案する行政立法には、同じ問題がある。これは、内閣法制局の責任も大きいように思われる。割賦販売法や特定商取引に関する法律など消費者保護立法も、一般消費者に分かりやすいものでなければならぬはずなのに、法律の専門家にとつても、難しいものになつてゐる。

最近、この問題を改めて考える機

会をもつことになった。それは、これまでの実務家の経験とは別に、法科大学院で会社法を教えることになつて、関連する法律を一通り全面的に勉強し直さなければならない羽目になつたからである。そこで、証券取引法がわかりにくい法律であることを再認識させられたし、二〇〇五年六月に成立した会社法の難しさ、分かりにくさも、痛感させられている。

そこで、その分かりにくさの原因について、この会社法をモデルにして分析し、考えてみようと思う。会社法は、現行法では、商法、商法特例法、有限会社法等に分かれて規

定されている会社法制に関する法律を統合して一つにまとめたものである。全条文が九七九条と一〇〇〇条近い大法典である。会社法制の全面見直しは、私が法務省民事局で会社法改正作業に従事していたときからの懸案であった。そして、難事業であつた。

それを成し遂げた担当者の方々の労苦をねぎらいたいという思いは当然強いが、他方では、どうにも分からりにくいという思いも拭えない（先に述べた会社法という法律を理解するための基本的な素養なり理解力が私に欠けているわけではないと思う。私以外にも、会社法が分かりにくいという人は結構多い）。

その分かりにくくと思う事柄と私なりの理由付けを明らかにすることにより、他の方々からの教示を得たいという希望と今後の議論の展開のきっかけになればという期待をもつて、本稿を綴ることにした。

なお、本誌の二〇〇四年四月（二一号）から一〇月（二一七号）にかけて、会社法現代化要綱試案に関する拙稿「新しい会社法制を求めて（I）～（VII）」を連載した。そこでの指摘となお重複するところがあり得ることは、お断りしておく。

立法は妥協の産物である。特に会社法については、経済界・実務界の利害がからみ、抵抗も多い。かつての改正作業の中でも、公認会計士と税理士との業界問題があつたし、全面改正では避けて通れない大小会社区分の問題では、株主有限责任の前面抗が強い。その点について、会社法は、前者については、会計参与という制度を導入することで、後者については、最低資本金制度を廃止する一方で、計算の公開を一般化することで、折り合いをつけている。この大筋（骨格）は、問題とせず、前提出した上での話ということにしたい（この点にも意見がないわけではない）。

以下、引用する会社法の条文については、その冠記は、省略する。

## 一 分かりにくさの理由

これには、二つの面がある。一つは、形式・体裁（条文構造）・表現の問題である。もう一つは、実質的な内容の問題である。表現は、法が定める実質をいかに明晰に表すかと、最も望ましい結果が生まれるようないふな法律（条文の体系）を作る作業である。利用者にとって、理解しやすいものである基本は、その規定がいかなる目的をもつか（立法趣旨）が一読して分かり（そのためには、体系的に整合性をもつことが必要である）、関連する条文の所在の見当がつくことである。それには、条文

じことを表現するのであれば、分かりやすいほうがよいことは、いうまでもない。それについて、考えてみる。

## 二 立法を分かりやすいものにする基本

会社法は、商法の会社編や商法特例法、有限会社法等を統合した会社法としての現代化を目指す単行法である。その規定をよめば、制度利用者が会社法の姿が理解できるものであることが望ましい。社会構造が複雑化・高度化するにつれて、社会制度としての会社法に対するニーズも多様化する。会社法をめぐる利害関係も多様であるから、これに対応するための制度もある程度複雑なものになることは避けられない。

立法は、それを整理し、必要以上に条文が複雑化しないようにしつつ、最も望ましい結果が生まれるような法律（条文の体系）を作る作業である。利用者にとって、理解しやすいものである基本は、その規定がいかなる目的をもつか（立法趣旨）が打ち出して、平地に波瀾を起こすことが適當とは思われない。その点では、会社法に問題なしとしない。

あらゆる事柄に共通のことではあるが、森を見て、かつ木を見る、つまり全体像を十分認識しつつ、細部もおろそかにしないことが大切である。ちなみに、会社法について最も根本思想といえば、会社法制は、企業が事業を健全かつ効率的に行う

を説明する目的（立法趣旨）とそのための論理が明確であることが望まされる。

その規定に対応する目的（二一）意味が把握しにくくなる。また、同じ法律の中で矛盾があれば、明確とはいえない。ここでも、法の正当性を支える基本的な一貫した考え方（それを理念といつてもよい）が重要になる。

会社法制は、既に日本でも一〇〇年以上の歴史があるから、その歴史を踏まえた規定振りにする方が分かりやすいはずである。もちろん、新しい制度については、そうはいかないし、従来の規定振りがおかしければ、これを改めるのは当然である。

しかし、ことさら必要もない新機軸を打ち出して、平地に波瀾を起こすことは、会社法に問題なしとしない。あらゆる事柄に共通のことではあるが、森を見て、かつ木を見る、つまり全体像を十分認識しつつ、細部もおろそかにしないことが大切である。ちなみに、会社法について最も根本思想といえば、会社法制は、企業が事業を健全かつ効率的に行う

ための仕組みであつて、会社 자체をマネーチームの道具にするためのものではない、ということであろう。しかし、実際の立法に当たつては、それをもつと具体的に整理する説明論理が必要になる。

三 会社法の条文構造

完結性

新しい会社法の特色の一つは、それがだけで完結的な法律にする努力がされていることである。その典型は、商法総則規定（登記の効力、商業使用人、代理商等）の取込みである。そのこと自体は、ある意味では結構なことというべきかもしれないが（一般的な取込みをしなくても、必要な特則を設ける必要はある）、最も小さい六法でも掲載されている重要法律のそれと同旨の規定が重複して存在することが望ましいかどうかには、疑問がないわけではない（条文数の増加にも繋がる）。

会社法の条文間についても同じであるが、その一方の他方への適用や準用を認めることで十分な場合にも、重複して規定を設けることには、その双方が同じ法律状況であることの認識を困難にするからである。

く（約三〇〇）存在する（二月末にパブリックコメントのため、省令案が公表された。基本となる会社法施行規則のほか、合計で一一の省令が制定される予定とされる）。これが、この完結性を求める方向と矛盾しないかも、問題である。証券取引法の分かりにくさは、条文のくどさ、枝番が二重に付された条文の存在等規定の整理が十分でないことが、法律、政令、内閣府令の多段階規制の問題もあるようと思われる。なお、省令委任事項と法律に規定されている事項との重要度の判断にも、問題がある（例えば、一五五条で法務省令に委ねられた事項と同条で列举されている事項との比較）。前記の省令案は精査していかないが、法律の委任事項の範囲内のかどうか疑問が生ずるもの（本来法律に規定するが、適当と考えられるもの）も少なくないし、法律に対する疑問を拡大するものがある。計算に関するものは、中味が薄く、会計慣行に丸投げした感がする（たとえば繰延資産における規定はない）。会社法制に関する法務省令の原点が、計算書類規則であることとともかくとして、それ以外の会社が

準用の避止

準用もできるだけ避けようとしているが、同じ重複の問題がある。重複が顕著に見えるのは、株式会社と持分会社の計算規定（四三一条等と六一四条等）、創立総会（七九二条等）と株主総会（三二五条）（なお、種類株主総会については、三二五条での準用で済ませている）、株式（二三一条等）と新株予約権（二五八条等）等である。

その一方で、たとえば、新株予約権付社債についての規定を独立に設けず、専ら新株予約権の問題として扱っている。理論的には、それでも処理できることになろうが、利用者には不便である。新株予約権の利用形態からいえば、ストックオプションと新株予約権付社債特に転換社債型の利用が、重要である（新株予約権は、それ自体では資金調達手段としては機能しにくいが、新株予約権付社債は資金調達そのものである）。

取得請求権付株式（二条一八号）と取得条項付株式（二条一九号）は、転換株式や償還株式、買取株式等の制度を会社による株式の取得を共通項として、それを株主がオプションをもつものと期限付・条件付のものを含め会社がイニシヤティブをもつものとに分けた上、取得対価の多様化と組み合わせた制度である（償還は、自己株式取得と消却に分解された）。一読して分かりやすいものではない。

剩余金規制に関する四六一条も、

多く存在することを考えると（このような会社において、支配的な影響をもつのは、税法上の処理であるが、これを公正な会計慣行として、そのまま会法の制度会計の内容にすることはできないはずである）、この扱いは大きい疑問である。

橫斷的規定

これとは逆にというべきか、条文の節約のため、法制度を因数分解して、共通項を括りだして、複数の制度の面倒をある条文でみている例がある。総会決議の方法に関する三〇九条がその一例であるが、決議方法をこの条文で一々確認しなければならないというのは、あまり親切な立場ではない（単に「総会決議により」とするのでなく、特別決議要件が必要なら、それを明らかにするのは簡単なことである）。

取得請求権付株式（二条一八号）と取得条項付株式（二条一九号）は、転換株式や償還株式、買取株式等の制度を会社による株式の取得を共通項として、それを株主がオプションをもつものと期限付・条件付のものを含め会社がイニシヤティブをもつものとに分けた上、取得対価の多様化と組み合わせた制度である（償還は、自己株式取得と消却に分解された）。一読して分かりやすいものではない。

企業防衛のための利用は最近の流行に過ぎず、他の利用は特殊な企業向けである。

たがつた条文であるが、一六六条一項と一七〇条五項にも、自己株式取得の際の剰余金規制に関する条文があり、その規定の間で法律効果（命令規定と效力規定）が違うといわれると、いかにも分かりにくい。

前述の新株予約権付社債も、新株予約権と社債に分解して、専ら新株予約権に関する規定の中での手当てをしている（なお、新株予約権付社債に付された新株予約権の無償割当てという規定があるが、いかなる状況において成立し得るのか理解できない）。しかし、どの因数（事項）を共通項目にするかの基準は、はつきりしない。現行法では、定款変更に関する規定としてある程度まとめられているもの（商三四二一条一三五一条）が、会社法での定款変更に関する規

定は四六六条一か条で、例えば、一〇〇条、一一一条、一一三条、一一六条から一一九条、一六四条二項等に散らばつて存在する（募集設立時の定款変更については、九五条から一〇〇条がまとまつて存在する）。

第四編以降の規定は、第五編外国会社を除き、株式会社と持分会社について共通の規定としてまとめられているが、個々の条文には、株式会社その他特定の種類の会社にのみ適

用のあるものが含まれている。

その中では、第五編の組織再編に  
関する整理がとりわけ分かりにく  
い。天皇は二のまい、日本は三の

い、株式会社のほか持分会社についても、ここで規定している（なかには株式会社だけの制度もある）。手続に關しては、横断的に、実体規定と切り離した上で、いくつかの制度（たとえば、吸収合併・吸収分割・株式交換）を、吸収型と新設型に分けてまとめている。理論的には、これでも整理はできていると考えられるが、これが親切かまた分かれりやすいかさらに実用的かといえば、そうはいえないであろう。

会社を株式会社と持分会社に大きく区分したこと、共通項の括り出しがいえないこともない。

株式会社への統合

会社を株式会社と持分会社に大きく区分したことも、共通項の括り出しがいえないこともない。

これは、単に理念だけの問題ではなく、論理の問題もある。会社法は、一定の場合には、特定の機関設置を強制している。例えば、公開会社（譲渡制限をしない株式を発行する会社）では、取締役会の設置が義務付けられる（三二七条一項一号）。他方、株式については、譲渡制限のないのが原則である（一二七条）。つまり、原則的な株式会社は、取締役会設置会社のはずである。そのような会社において、定款の定めをしないとどうなるのか（定款変更は、総会決議が必要だが、取締役は、総会に提案したけれども、株主の賛成が得られなかつたときは、どうか）といった問題が起こる。むしろ、原則は、取締役会設置会社として、取締役会を設置しない場合には、その旨の定款の定めを要求することでないとかしい。

ついでにいえば、この三二七条一項は、委員会設置会社と監査役会設置会社についても、取締役会の設置を要求しているが、違和感がある。特に委員会の設置は、むしろ取締役会の設置がその前提になるということではないか（委員会設置が先行するわ

これは、単に理念だけの問題ではなく、論理の問題もある。会社法は、一定の場合には、特定の機関設置を強制している。例えば、公開会社（譲渡制限をしない株式を発行する会社）では、取締役会の設置が義務付けられる（三二七条一項一号）。他方、株式については、譲渡制限のないのが原則である（一一七条）。つまり、原則的な株式会社は、取締役会設置会社のはずである。そのような会社において、定款の定めをしないとどうなるのか（定款変更は、総会決議が必要だが、取締役は、総会に提案したけれども、株主の賛成が得られなかつたときは、どうか）といった問題が起こる。むしろ、原則は、取締役会設置会社として、取

締役会を設置しない場合には、その旨の定款の定めを要求することでないとおかしい。

ついでにいえば、この三二七条一項は、委員会設置会社と監査役会設

置会社についても、取締役会の設置を要求しているが、違和感がある。特に委員会の設置は、むしろ取締役会の設置がその前提になるということではないか（委員会設置が先行するわ

## 持分会社という区分の設定

会社法は、合名会社、合資会社に新しく認められた合同会社を加えて、人間的結合の強い、所有と經營の分離のない会社としての持分会社という一括りの会社のカテゴリーを認め、その相互の会社形態の変更は、組織変更ではなく、定款変更として整理している（無限責任社員の退社の場合についても、定款のみなし変更を認めている。六三九条）。社員有限責

会社法は、合名会社、合資会社に新しく認めた合同会社を加えて、人

ない会社としての持分会社という一括りの会社のカテゴリーを認め、その相互の会社形態の変更は、組織変更ではなく、定款変更として整理している（無限責任社員の退社の場合については、定款のみなし変更を認めている。六三九条）。社員有限責

けではない）。取締役会が設置されていない会社では、委員会を設置できないというのが論理的で、監査役

任の会社と無限責任社員の存在に依存する会社との間に本質的な差があることを無視した整理で、極めて分かりにくい（また、合資会社の社員の有限責任と合同会社の社員のそれは、性質が違う）。そもそも、社員無限責任に基礎をおく会社には、資本金概念は、不要である（法律効果は何もない）。現に登記事項ではないし、その算定基準（四四五条のような規定）もないにもかかわらず、持分会社一般の規定として六二〇条のような規定を置く意味は理解できない。

さらに定款変更について、総社員の同意の要件について、別段の定めを一般に認めている六三七条の規定の趣旨にも問題がある。もう少し、きめ細かな検討が必要であつたように思われる。

#### 四 規定の分かりにくさ

個々の規定の分かりにくさについては、表現の分かりにくいものと規定の趣旨が分かりにくいものとがある。これを逐一挙げることは紙幅の関係上絶対的に無理である。若干の例を挙げるにとどめる。

##### (1) 表現が分かりにくいもの

まず、定義規定の「公開会社」が

ある（二条五号）。譲渡制限をしない株式を一株でも発行することにしていれば（現実に発行している必要はない）、公開会社になるということであるが（その実質にも問題はあるが、それはここでは問題にしない）、その表現は、「その発行する株式の全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社」というものである。法科大学院の学生にも、それがなかなか理解できない者がいる。表現がまわりくどい上、

公開会社という語感から、およそ譲渡制限株式を発行しない会社というよう読みやすいのであろう。この公開会社の裏返し（非公開会社）は、譲渡制限株式のみを発行する株式会社であるが、これを定義したほうがよほど分かりやすい（二条一七号参照）。その上で、たとえば取締役会も、設置を原則にして、株式譲渡制限会社が定款で別段の定めができる旨のただし書の定めをしたほうが、分かりやすいし、論理的であることは、前述のとおりである。

規定の典型である。定義（二条九号）では、その権限が会計監査に限

定された場合（三八九条）を除くことになつてはいるが、登記（九一条二項一七号）や計算書類の監査（四三六条一項）の関係では、これを含むことにされ、その違いは、登記上公示されないようである。

これについては、文言だけでなく、その扱いの実質が理解できない（機関の権限の違いは当然登記上公示すべきものである）。その権限の違いを名称（たとえば「会計監査役」、会計監査人と紛らわしいといふのであれば、「計算監査役」）で表すことにはすれば、分かりやすくなる。

募集設立の場合の発起人の責任を無過失責任とする旨の一〇三条一項の規定も、読みにくい。これは、発起人等の責任に関する八節と別に規定したことが問題である。八節は、七節とともに、募集設立に関する九節の後に規定するほうが、分かりやすはずである。

##### (2) 制度の内容（趣旨）が分かりにくいもの

新しい制度について、その二一ズがはつきりしないもの、制度の内容や整合性に疑問があるもの等、さまざまのパターンがある。

まず目につくのは、一〇七条の会社の発行する全部の株式を取得請求

権付にしたり取得条項付にしたりできるという規定である。いかなる二一ズに応えるためのものであるかが、分からない。その法律効果（株主からは全株式について請求権行使されることがあり得る）をどう考えるのかも、はつきりしない。株式

の存在しない株式会社というような

して、これを登記事項とする手当てをしている。新株予約権の行使に関する条件を付けることができるるのは当然と考えられるからという説明がされているようだが、およそ会社法の世界で（強行法規性画一性の要請がある会社法制に関して）そう言い切れるかどうかは、詰めて検討する必要がある。仮にその命題が成立するとしても、新株予約権の内容としての規定を引いて登記事項とするほうが分かりやすいことは、明らかと思われる。

世界で（強行法規性画一性の要請がある会社法制に関して）そう言い切れるかどうかは、詰めて検討する必要がある。仮にその命題が成立するとしても、新株予約権の内容としての規定を引いて登記事項とするほうが分かりやすいことは、明らかと思われる。

ものはない。株主がいないとということは、株式会社の社団性に明白に反する。会社は、社団法人とすくないという性格は引き継がれているはずである（その管理と収益の権能は、制度上株主に帰属し、この帰属者が存在しないということはあり得ない）。この認識があれば、このような奇妙な制度は作るべきではない。

これは、会社が解散する時期を予定する存立時期の定めとは、根本的に性質が違う。会社の解散・清算によって、すべての残余財産が株主に分配されれば、株式は消滅するのではなく、当然であるが、全株式を会社が取得する状況を当初から予定することは、起り得ない。従来認められてきた一〇〇%減資は、株式会社が継続して存続するためには、株主の入替えが必要な場合において、同時に行われる増資と組み合わせることによつて、瞬間的な無資本・無株主の状況の発生は無視できるという解釈論によるものである（その意味では、取得の段階を経ない株式消却という制度をなぜ廃止しなければならないかたかといふ疑問を禁じることができない）。しかも、取得請

求権付株式のほうは、一〇〇%減資とは無関係のはずである。そのような歯止めなしで、全株式の会社取得を許容することはできない。したがつて、定款で予定するということは考えられないことである。

社員有限責任の会社を認めるための条件という観点が欠如しており、特に資本の扱いについて、理解できない点が多い。最低資本金制度の全廃とか、設立の際にも株式の払込みをしない場合の失権制度の導入などは、所与のものとして考え、許容するとしても、無意味であることは、いうまでもない。その場合については、損失はまず株主が拠出した財産で負担することによって、調整している。このように社員無限責任の会社と有限責任の会社とでは、存立の基盤が根本的に異なる。この点を看過したのが、前述の持分会社の区分けであり、株式会社への組織変更の扱いである。その額は、株主となるべき者が払込みまたは給付をした額（株主の拠出財産額）とするのが、法の原則である。

そもそも社員無限責任に信用の基礎を置く合名会社や合資会社は、個人企業の延長として捉えることができる。これに対して、株式会社のような社員有限責任の会社は、株主（社員）が会社に出資したもの以外の財産を会社の損失負担の危険から外して（いわば、安全地帯に置いて）、会社を管理・収益する利益を

享受できる。そのことによつて不利益を受けるのは、債権者（これは具体的な存在のそれではなく、抽象的な意味である）である。その利益調整として要求されるべきことは、会社の責任財産（分別管理）の確保とこれに関する情報開示である。しかし、会社に損をしてはならないと命令しても、無意味であることは、いうまでもない。その場合については、損失はまず株主が拠出した財産で負担することによって、調整している。このように社員無限責任の会社と有限責任の会社とでは、存立の基盤が根本的に異なる。この点を看過したのが、前述の持分会社の区分けであり、株式会社への組織変更の扱いである。

株主の拠出財産の核になるのが資本である（四四五条一項）。これを確保するためには、資本維持の原則と資本充実の原則が、不可欠である（単に債権者にとって大切というだけではない。剩余金規制違反も自己株式の取得による資本の払戻しの局面、資本充実が問題になる局面では、当該株主以外の株主の利益を保護するためにも重要である）。

資本の扱いに関しては、特に資本充実の原則の軽視がみられるが、そ

の根拠が明確でない。まず、発起設立における保管金証明の制度の廃止があるが、むしろ発起人についてこそ見せ金や預合は起こりやすい。引受・担保責任の制度（商一九二条・二八〇条ノ一二）が廃止されている。設立の際にも株式の払込みをしない場合の失権の制度（六三条三項）が導入されたとしても、引受担保責任の制度が不要ということにならないことは、その制度が既に導入されている新株発行に関する現行商法二八〇条ノ一三の規定の存在から見て、もはや必要ない。そこで、二八〇条ノ一三の規定の存在から明らかである（見せ金の場合、引受けが取り消された場合等）。出資財産不足の場合の取締役等の責任が過失責任とされ、その責任の存否について決着がつくのに時日を要するようになつた（五二条・二二三条・二八六条）。無過失責任には、処理の迅速という利点がある。損害賠償責任では、資本額の回復には繋がらない。これに関連して前記パブリックコメントに付された計算関係省令案一〇条一項、一二条一項、一四条一項等の規定は、およそおかしなものである。株主が払込みまたは給付をした額は、同項一号の額をさすのである。（四四五条一項の文理上も、従来の二八四条ノ二の規定の解釈上も、

も)、二号等の額を差し引く理由は全くない。負の出資に對して株式を発行することは許されない（総会決議があつても同じ）。このような省令の規定は、明らかに法律に反する。そもそも、資本金ゼロ（会社に株主の出資として留保すべき財産額がゼロ）という株式会社は存在し得ない。剩余金規制に関する四五八条の規定があればよいというものではない。また、持分会社省令における資本金の扱いも、全く理解ができない。

これらの場合において、登記されている資本額について、欠損が生じた場合の扱いは、担当者は、錯誤による減額の登記（商登法一三二条）をすることで処理するつもりのようであるが、そのような場合を錯誤といえるかどうかは、極めて疑問である（たとえば、申請の後に引受けが取り消された場合や設立登記の申請をした代表者自身が見せ金・預合いをした場合はどうか）。錯誤は、職権抹消と結び付いているが、およそそれには親しまない事柄である。また、資本金ゼロの会社の存在が認められるべきでないことは前述した通りで、設立無効や新株発行無効・不存在との関係も、問題になろう（商登法一三四条二号参照）。そのよう

に登記の信用を軽いものとすることに妥当性はあるのだろうか。これら問題について、どこまで詰められたのかは、はつきりしない。少なくとも、このような資本概念の矮小化を正当化する現実のニーズの存在があつたという証拠はない。

なお、取得条項付種類株式（一〇八条一項六号）と全部取得条項付種類株式（同項七号）との関係も、よく分からぬ。前者は、後者もバーするはずである。後者について、二度特別決議を経れば、株主全員の同意が不要になるというバランスも、どうも納得できない。一〇〇%減資の手段として考えられたという説明もあるが、普通株式のみを発行している会社で、一〇〇%減資後も普通株式のみを発行するという会社について、うまく適合しそうもないが、どうするのであろうか。

新株予約権について、無償でする發行してある（局所的なニーズに適合する限りでも述べたが、過去の法律制度、法律学の蓄積を尊重する態度の欠陥があるという感想をもつ。法制審議会の学者委員とのすり合わせも十分されないまま、法体系上問題がある制度の改廃がされたのではないという疑いがある。担当者がそれなりの自分の考え方を確立することは重要だが、それは独りよがりのものであつてはならない。立案担当者としては、法律の文理とあるべき理念を尊重する態度が求められる。

これらに関する理解不足が会社法の体系を歪めた点があるように思われる。つまり、根本的な事項についての詰めの甘さがあると、全体の規定が理解できにくくなる。

民事法情報 No. 232 (2006. 1. 10)

上を図る見地から、今後なお慎重に検討する必要があるが、若干の感想を述べる。まず、内閣法制局と国会が、国民にとつて分かりやすい法律を制定するプラクティスを確立する必要がある（これは、とても十分とは思われない）。原案作成の任に当たる法務省民事局の立法態勢にも、問題があるようにみえる。基本的に仕事の量が多過ぎ、時間的にも十分な検討の余裕が与えられないということも、局全体として、会社法以外の民法等の実体法、民訴法や登記法といった手続法の立場をも踏まえた総合的な検討が十分されていないという状況がありそうである。

冒頭でも述べたが、過去の法律制度、法律学の蓄積を尊重する態度の欠陥があるという感想をもつ。法制審議会の学者委員とのすり合わせも十分されないまま、法体系上問題がある制度の改廃がされたのではないという疑いがある。担当者がそれなりの自分の考え方を確立することは重要だが、それは独りよがりのものであつてはならない。立案担当者は、学者の立場ではないし、担当者の言を信用すべきでないといわなければならぬのは、OBとしては悲しいことである。